	豚の腎臓	0.05ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.8ppm
	牛の食用部分	0.8ppm
	豚の食用部分	0.05ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.8ppm
	乳	0.06ppm
	鶏の筋肉	0.05ppm
	その他の家きんの筋肉	0.05ppm
	鶏の脂肪	0.05ppm
	その他の家きんの脂肪	0.05ppm
	鶏の肝臓	0.05ppm
	その他の家きんの肝臓	0.05ppm
	鶏の腎臓	0.05ppm
	その他の家きんの腎臓	0.05ppm
	鶏の食用部分	0.05ppm
	その他の家きんの食用部分	0.05ppm
	鶏の卵	0.05ppm
	その他の家きんの卵	0.05ppm
	はちみつ	0.05ppm
［略］		

［(2)～(15)　略］

7　6に定めるもののほか、(1)の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第３欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1)の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第３欄に「不検出」と定めている同表の第２欄に掲げる食品については、(3)から(6)までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。

(1)　食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

第１欄	第２欄	第３欄
［略］		

	豚の腎臓	0.05ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.8ppm
	牛の食用部分	0.8ppm
	豚の食用部分	0.05ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.8ppm
	乳	0.06ppm
	鶏の筋肉	0.05ppm
	その他の家きんの筋肉	0.05ppm
	鶏の脂肪	0.05ppm
	その他の家きんの脂肪	0.05ppm
	鶏の肝臓	0.05ppm
	その他の家きんの肝臓	0.05ppm
	鶏の腎臓	0.05ppm
	その他の家きんの腎臓	0.05ppm
	鶏の食用部分	0.05ppm
	その他の家きんの食用部分	0.05ppm
	鶏の卵	0.05ppm
	その他の家きんの卵	0.05ppm
	［号を加える。］	
［略］		

［(2)～(15)　略］

7　6に定めるもののほか、(1)の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第３欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1)の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第３欄に「不検出」と定めている同表の第２欄に掲げる食品については、(3)から(6)までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。

(1)　食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

第１欄	第２欄	第３欄
［略］		